

危険な戦争法^{安保法制}廃止“待ったなし”

軍事支援「歯止め」なし

戦争法（安保法制）には、海外で米軍などに弾薬補給や武器輸送などの兵站（へいたん）支援を可能にする法律（国際平和支援法と重要影響事態法）があります。

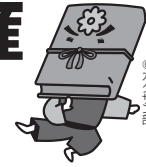


米海兵隊との共同演習で射撃訓練をする陸上自衛隊員

従来、自衛隊は海外で活動しても「戦闘地域には行かない」とされていました。戦争法はその「歯止め」もなくし、現に戦闘している「戦闘現場」

でさえなければ、戦闘の可能性のある「戦闘地域」でも活動できるとしました。そこは、殺し、殺される戦場です。

集団的自衛権 先制攻撃も可能



日本が攻撃されていなくても、他国への攻撃で日本の「存立危機事態」と判断すれば他国の戦争への参戦＝集団的自衛権行使を可能にします。

政府は、発動は限定的といいますが、発動するかどうかの判断は時の政権。「歯止め」にはなりません。日本への攻撃が予測されなくても発動し、事実上の先制攻撃もできます。

I-S空爆の米軍に支援の危険

パリの同時テロ。絶対に許されない犯罪ですが、戦争でテロはなくせない、というのが教訓です。

重大なのは、戦争法でI-Sに空爆を行う米軍への支援が可能になったこと。安倍首相は「要件を満たせば、法理論は「要件を満たせば、法理論

としては適用されることはありうる」と答弁しました。世論調査では約8割が国内で大規模テロの可能性があると回答。I-Sは日本を攻撃対象として名指ししています。日本をテロの標的にするような道は許してはなりません。

PKO 任務拡大の危険 戦地で治安活動

PKO（国連平和維持活動）法改定で自衛隊ができる活動が拡大しました。①国連が統括しない活動などにも参加②治安維持活動（安全確保活動）と、他国部隊・NGO職員などを防護する「駆けつけ警護」も可能に③

武器使用も身を守ることを超え、「任務遂行のため」も認めるとされました。

形式上「停戦合意」はあるが、なお戦乱が続いているような場所にも派兵し、危険な治安維持活動をさせることとなります。

戦争法の廃止を求めます 日本共産党

内閣総理大臣 安倍晋三殿 **【要望事項】** 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください

氏名	住所

取扱団体 ● 日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンピース102号
【お願い】 この署名は、日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 Fax 06-6975-9115にお送り下さい。